

令和5年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年5月23日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時03分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
教 育 部 主 幹（教育企画課） 宮 川 甲 和
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教 育 部 主 幹（教育指導課）兼統括指導主事 三 田 大 樹
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 7 傍聴人 0人

令和5年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 令和5年5月23日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 議案第22号 令和5年度西東京市教育委員会の主要施策

第 3 報 告 事 項 (1)令和4年度 西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況

(2)令和4年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について（報告）

第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和5年第5回定例会
(5月23日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和5年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第22号 令和5年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 本議案につきましては、西東京市教育計画における38の施策のうち、令和5年度に教育委員会が取り組む主要な取組といたしまして、14施策16事業を位置づけるものでございます。

主要施策の構成につきまして、恐れ入りますが、議案書に添付してございます冊子の表紙をおめくりください。

見開きページの左側には西東京市教育委員会の教育目標、右側には主要施策の位置づけ、また令和5年度の主要施策についての概要の説明を掲載してございます。

1枚おめくりください。右側に目次がございます。こちらに記載のある16事業につきまして、各事業のページでは、それぞれの事業の計画上の位置づけ、令和5年度の取組などをまとめております。

1枚おめくりいただきまして、4ページ、5ページをお開きください。こちらは、西東京市教育計画の施策の体系図の中に、太字で主要施策、主要事務事業を体系的にお示ししているものでございます。

基本方針1、「子どもの「生きる力」の育成に向けて」では4施策4事業を、基本方針2、「子どもの「心の健康」の育成に向けて」では2施策2事業を、右側に移りまして、基本方針3、「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」では4施策6事業を、基本方針4、「「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて」では4施策4事業を、それぞれ主要施策、主要事務事業としているものでございます。

なお、これらは総合教育会議における令和5年度の重点施策を踏まえ、主要施策としております。

恐れ入りますが、6ページを御覧ください。こちらは施策シートの見方でございます。

上段にございます基本方針・方向・施策、また施策の方向性、取組事業の概要につきましては、現在の教育計画に記載のある内容となっております。その下、具体的な取組（令和5年度）では今年度の取組に関する詳細を、事業予算額では予算額をお示ししてございます。

またその下の段には、次年度に実施する事業評価に係る参考指標といたしまして、図などによりまして、定量的、定性的な指標をお示ししているものでございます。

それでは、各事業につきまして概要を説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

1番の「主体的・対話的で深い学びの実現（西東京ふるさと探究学習の充実）」でございます。こちらは基本方針1、「子どもの「生きる力」の育成に向けて」のうち、方向1、「社会の変化に応える確かな学力の育成」の中の施策②、「学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進」の事業でございます。本事業は、コミュニティ・スクールの拡充に伴う地域に開かれた教育課程を推し進めるため、全ての市立小中学校の教育課程に「西東京市ふるさと探究学習」を位置づけ、児童・生徒が課題意識を持って主体的に探究できるようにするとともに、教員のカリキュラム・マネジメント力と授業力の向上を図るものでございます。

恐れ入ります。8ページを御覧ください。

2番の「情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実（個別最適な学びと協働的な学び）」でございます。こちらは基本方針1、方向1、施策③、「教育の情報化による学習指導の質の向上」の事業でございます。本事業は、指導方法や指導体制を工夫改善することにより、「個別最適な学び」の充実を図るとともに、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実させるものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

3番の「子ども読書環境整備（にしとうきょう子ども電子図書館サービスの導入）」でございます。こちらは基本方針1、方向2、「豊かな心を育む教育の実現」の中の施策④、「読書活動の推進」の事業でございます。本事業は、いつでも、どこでも利用できる電子書籍の提供が可能となるよう利用環境の整備に取り組むものでございます。具体的には電子図書館プラットフォームの構築やクラウド利用環境の整備、電子書籍の選書、市立小中学校への周知及び説明を行い、7月をめどに電子図書館を開始いたします。

続きまして、10ページを御覧ください。

4番の「校内委員会の充実」でございます。こちらは基本方針1、方向4、「一人ひとりを大切にする教育の推進」の中の施策①、「校内体制の充実」の事業でございます。本事業は、教育支援コーディネーター連絡会にて、学校内での役割や教育支援システムの活用方法等を伝え、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づく具体的な支援がされるよう取り組むものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

5番の「スクールソーシャルワーカーの派遣」でございます。こちらは基本方針2、「子どもの「心の健康」の育成に向けて」のうち、方向2、「学校における教育支援体制の充実」の中の施策②、「学校と教育委員会との連携による支援の充実」の事業でございます。本事業は、スクールソーシャルワーカーによって、学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につながっていない児童・生徒を把握し、昨年11月に開室したニコモテラスを活用して、次の適切な支援拠点につなげていくものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

6番の「不登校の未然防止」でございます。こちらは基本方針2、方向2、「学校における教育支援体制の充実」の中の施策③、「不登校への対応」でございます。令和5年度は不登校に関する教員研修の実施や、不登校が増加する長期休業明けに重点的にスクールソーシ

ャルワーカーを学校に派遣し、個別に対応を図ってまいります。また、子どもたちの心の健康問題を予防するため、ストレスマネジメントに関する啓発や保護者向けの啓発物の作成も実施してまいります。

続きまして、13ページを御覧ください。

7番の「地場産農作物の積極的活用」でございます。こちらは基本方針3、「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」のうち、方向1、「時代の変化に対応した学習環境等の整備」の中の施策③、「学校給食環境の整備」の事業でございます。本事業は、食への興味・関心を高めるため産業振興課と連携し、子どもたちが地場産農作物を使った献立を考えるめぐみちゃんメニュー事業や、栄養士連絡会が企画する共通献立などを引き続き実施するものでございます。また、これまで生産者と学校で行っていた個別の物資納入契約を教育委員会がまとめて契約することで、地場産農作物のさらなる活用を図るものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

8番の「学校施設個別施設計画の策定」でございます。こちらは基本方針3、方向1の中の施策⑤、「学校施設の適正規模・適正配置と維持管理」の事業でございます。令和5年度は施設の生涯学習や地域コミュニティの拠点としての役割を視野に入れながら、令和6年度以降に全校設置するコミュニティ・スクールの導入状況を見据えた整備の検討を進め、西東京市公共施設等総合管理計画に基づき、「学校施設個別施設計画」を策定するものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

9番の「部活動の在り方」でございます。こちらは基本方針3、方向2、「学校経営改革の推進」の中の施策①、「学校組織の活性化」の事業でございます。令和5年度から「部活動の在り方検討協議会」を発足し、令和6年度に向けて部活動の現状についての情報交換や課題の整理を行ってまいります。また、必要に応じて部活動の地域移行を見据え、現状と課題の整理について、関係部署に検討依頼をするなど庁内の連携を図ってまいります。

続きまして、16ページを御覧ください。

10番の「放課後子供教室」でございます。こちらは基本方針3、方向3、「学校を核とした地域づくりの推進」の中の施策①、「地域と学校の連携・協働の仕組みづくり」の事業でございます。令和5年度も引き続き、学習活動の機会提供実施校数の増加や内容の充実に向けて学校施設開放運営協議会や関係部署等と連携してまいります。また、図書館と連携し、図書館職員による読み聞かせや工作等の事業を学習活動の機会提供事業の未実施校を中心に進めてまいります。

続きまして、17ページを御覧ください。

11番の「地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクールやP T A等との連携に関する研究（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進）」でございます。こちら基本方針3、方向3、施策①の事業となっております。令和5年度は新たに市立小学校8校・中学校1校にコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を導入し、地域コーディネーターを中心とした幅広い地域住民や団体等と緩やかなネットワークを形成させるとともに、コ

コミュニティ・スクール推進委員会を新設し、社会に開かれた教育課程の実現を進めてまいります。

続きまして、18ページを御覧ください。

12番の「各種機関・組織等との連携（まちなか先生（出前講座）の実施）」でございます。こちら基本方針3、方向3、施策①の事業でございます。令和5年度は、「体験を語り継ぐ、私たちの住むまちにあった戦争」や「縄文時代に戦争はあったか～下野谷遺跡から平和を考える～」など、平和をテーマにした講座を含む全15項目の講座を実施してまいります。

続きまして、19ページを御覧ください。

13番の「学びの活動の循環の形成」でございます。こちらは基本方針4、「「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて」のうち、方向1、「多様な学びをつなぐ生涯学習の振興」の中の施策③、「学びを通じた地域コミュニティづくり」の事業でございます。本事業は、活動団体が成果を地域に還元することで、地域の活動団体相互に新たな関係を生み出し、市民主体の地域づくりの支援を推進するものでございます。令和5年度も引き続き、公民館市民企画事業や公民館まつりなどの地域交流事業を通じて、公民館や地域で活動する団体の活動成果を地域に還元することを支援するとともに、公民館で活動する団体が講師となって市民に学びの機会を提供する事業に取り組んでまいります。

続きまして、20ページを御覧ください。

14番の「誰でも学べる学習機会の提供」でございます。こちらは基本方針4のうち、方向2、「誰もが学習に参加できる機会の充実」の中の施策①、「誰でも学べる機会の充実」の事業でございます。本事業は、全ての市民が学びたいときに学べる機会や環境の整備を図るもので、現役世代や若い世代など公民館の利用が少ない方や社会的に制約を受けやすい方たちに向けた事業に取り組むものでございます。令和5年度につきましては、コロナ禍によって開始したオンラインによる講座の受講や動画の活用について検討を行います。

続きまして、21ページを御覧ください。

15番の「レファレンスサービス（調べもの支援）の充実（西東京市図書館を使った調べる学習コンクール）」でございます。こちらは基本方針4のうち、方向3、「「学び」が実践できる地域の学習資源の活用」の中の施策②、「図書館機能の充実」の事業でございます。本事業は、児童が主体的に調べる・学ぶための支援の充実を図るため、市内在住の小学校5年生から6年生の児童を対象とした図書資料、有料データベース等を活用した学習コンクールを実施し、すぐれた作品に優秀賞を授与するとともに全国コンクールに推薦するものでございます。

最後の事業でございます。22ページを御覧ください。

16番の「下野谷遺跡の保存・活用」でございます。こちらは基本方針4、方向3の中の施策③、「文化財の保存と活用の充実」の事業でございます。令和5年度は整備地のオープニングセレモニーを行い、公募による愛称板と、防犯、防災を目的とした防犯カメラの設置を行います。また、ムラびと制度やサポーター制度を生かした事業により、「みんなでつくる史跡」を育ててまいります。

以上、雑駁ではございますが、令和5年度の西東京市教育委員会の主要施策の説明とさせ

ていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 8 ページ、情報リテラシー関係でちょっとお伺いします。5 年度ということでございますので、従来のように I C T 教育とかモラル教育、引き続き取り組んでいただきたいというのはそのとおりだと思います。

ただ、私としては気になるのは、やはりこういう個別最適で、孤立した学びにならない最適なそういう学びを提供するという意味で、今一番話題になっているチャット G P T はじめ生成 A I、文科省もこれから見解をまとめるらしいですけれども、この I C T という中で、これが好むと好まざるとにかかわらず、どうしてももう否定できない存在で、これからも存在すると思うんですよね。いい面と悪い面があるというのはいろいろ伝えられていますけれども、教育の現場で個別最適とかいったとき、その方に一番合ったもの、教育の現場で提供できるようになったら教育の形が変わるとか、学校の先生の教え方も変わるとかいろいろなインパクトがありそうな気がして、やはり今までの延長線上でこのまま考えていいのか、これをうまく使う方法を考えたほうがいいのかとか、非常に何か教育に関する根源的な問題が出てきそうな気がするものですから。

やはりこれは5年度の問題というよりは、ちょっと継続して今からでもいろいろとお考えいただいて、今までのボトルネックがこれで解消できるかもしれないし、また問題も発生するというようなことを考えておいたほうがいいかなと思ったものですから。ちょっと直接じゃないんですけども、そういうことの取組も一方では必要ではないかなというふうに思ったものですから、私のほうからはこれに関してはそういう観点の御質問です。

○三田教育部主幹 委員御指摘のとおり、さまざま変化の激しい時代においては、そういった国の動向であるとか都の動向といったものを注視してまいりたいと思っております。今直接的に教育現場にいかにかそれが運用を活用できるかといったところについては、今動いてしまうとやや早いと感じておりますので、中央教育審議会で示されたとおり、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実といったところをまず進めていながら、教育委員会としましては国の動向、都の動向をしっかり注視し、必要に応じて調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 是非あわせて考えていただければと思います。

○木村教育長 この点につきましては、ちょっとこの中で議論するには時間がかかるかと思っておりますので、また機会を捉えて委員の皆様からいろいろな御意見をいただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○山田委員 「部活動の在り方」のところで、「地域への移行を見据え」というふうな文言があるんですけども、地域へ移行することありきということではなくて、やっぱりそのメリット、デメリットを今後検討して本来の在り方を考えていくと、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○田村教育指導課長 完全に移行というよりは、やはり教員が子どもを教えるというところで、それが学校生活のところにも生きてくるという面もありますので、その辺のところのメリッ

ト、デメリットというようなところをこの検討委員会のところを出し合いながら、どんなもの、西東京市版でどういったものができるのかというような形を取り組んでいこうと考えております。

以上でございます。

- 山田委員 ありがとうございます。結局緩い部活というか、私も中学、高校とバレーボール部に所属して非常にいい経験をしてきたわけで、部活というのは大事なものだというふうに思っているんですけども、我々のころは特に先生が出てきて指導するなんていうのではなくて緩い活動だったので、仲間内で、先輩と後輩と、そういう中で続けてきていたんですね。だから大会で優勝するなんていうことは全く目標ではないんですけども、でも大会で自分たちがどの程度の位置にあるのかということを知るために、仲間内でそういう大会に申し込んで大会に出ていくというようなことをやっていたんですね。私はそれが本来のあるべき姿じゃないかなと思っているので、何かスポーツクラブみたいなところにやらせるのもまたおかしいんじゃないかなと思っていますので、西東京市にマッチした部活の在り方というのを是非検討していただければと思っています。
- 木村教育長 よろしいですね。
- 山田委員 あともう1点。その次のページの「放課後子供教室」の中で、「学習機会提供事業の未実施校」とあるんですけども、こういう放課後子供教室みたいところで提供する学習機会というのが、例えば塾やなんかと同じになってしまったら、ちょっと公がやることとは違うんじゃないかなとも思いますし、かといってまた学校の学習に追いつけない子だけを対象にするというのも何か妙な気もするんですけども、一体これはどういう学習の機会をどういう子たちにどういう目的で提供するのかということについて、ちょっと教えていただければと思うのですが。
- 吉田社会教育課長 地域の方で、それ専門の技術だったりを持った方が、その学校でその子たちのために行うという形で、地域の方と学校が一体となってそこを進めて行っていくという形で進めているような状況でございます。
- 山田委員 まちなか先生なんかとはまた違うんですか。
- 吉田社会教育課長 はい。まちなか先生は授業の一環で進めている内容でございまして、テーマを社会教育課のほうから各学校に投げさせていただいて、そこで各学校からそのテーマをこの学年でやってもらいたいという形で要望があったときに、社会教育課や公民館、図書館のほうが出向いて、授業の一環として実施する、そのような事業でございます。
- 山田委員 はい。
- 木村教育長 例えば、手話をやっている方が地域にいて、子どもたちに教えたいという方が来て、その方が放課後子供教室に来た子どもたちの教室に行って手話を教えたり、中にはダンスを教えたいという方がいてダンスをやったり、それから英会話をちょっと教えてみたいという方がいたり、非常に地域で子どもたちに関心のある方が、放課後子供教室の学校施設開放運営協議会の方と連携しながら、各学校ももうさまざまなことをやっているんですね。だから英語の勉強を教えるとかそういう強化学習というよりも、本当に趣味も含めて子どもたちに多様な経験をさせたいと、そういう学習機会と捉えていただいたほうがよろしいかと

思います。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○後藤委員 2点ほど教えていただければと思います。

1点目は、12ページの6、「不登校の未然防止」のところで、下のほうに事業評価に係る参考指標等があるんですが、この中で、例えば(3)の不登校や登校渋りに不安を抱える保護者向けハンドブックの作成ということで、(4)にも関連する保護者向けリーフレットということで、どちらも保護者への支援とか、そういうものは非常に大切なものだと思いますので貴重な取組かと思うんですが、例えば(3)のハンドブックの、これから刷るのでまだ中身はおおよそなところだと思うんですけども、どのような中身を想定されてつくっていくのかなというのが一つです。

それから二つ目が、17ページの11番で、コミュニティ・スクールに関わる場所なんですけれども、具体的な取組のところ、5行目中ほどに「コミュニティ・スクール推進委員会を新設する」ということで取組があるんですが、確かにこの取組は非常に大切だと思います。情報交換もそうでしょうし。それから、さまざまな取組をしていく中で課題があったり、あるいは新たな視点からの取組をまた考えていくなんていうこともあるかもしれません。その際、この推進委員会に、例えば学識経験者なり先進的な取組を研究している方なり、あるいは地域や保護者の中でそういったことにたけている方とか、何かそういう方々を委員として、または講師として何か呼ぶようなことも考えられているのかどうかという2点です。

○田中教育支援課長 まず、「不登校の未然防止」の、不登校、また登校渋りに不安を抱える保護者向けハンドブックの内容についてお答えいたします。こちらにつきまして、不登校、また登校渋りを題材といたしまして、お子さんの心の状態を知らせるサインですとか接し方のポイント、また学校との関わり方などを掲載する予定です。あわせて相談先や支援機関というところも掲載したいと思っております。こちらにつきましては、年齢期の子どもさんを持つ保護者の方々というのはさまざまな不安とか悩みをお持ちだと認識しているところですが、こういった保護者の方々が少しでも気持ちを楽にしたり不安を和らげたりできるような目的で作成する予定でございます。

以上です。

○三田教育部主幹 コミュニティ・スクール推進委員会の御質問でございますけれども、この推進委員会は今年度から立ち上げたものでございまして、8月と3月に予定しております。時期の設定につきましても、8月は、4月から7月が1学期という学校の期間がございます。その中でさまざま学校が取り組んでいく中で課題等が見えてきていると思いますので、まず1回目については学校の課題等を持ち寄りながら、教育指導課のほうを中心にしながらそこに回答していくような流れになっております。と申しますのも、今現在も学校に回りながら、しっかりとふるさと探究学習の推進に向けて、コミュニティ・スクールの拡充に向けて御説明を各校でやっている途中でございまして、その実践等、また取組等が3月になりますとある程度評価できるようなところに来るかと思っておりますので、そのところで各校の実践の交流会並びに地域の方であるとか、まだ学識の方までしっかりと名前等選定はしていないのですが、学校の課題に応じた、必要に応じた方をお呼びしながら、コメンテーターという形でその会

を推進していこうというふうに、開催しようと考えております。

以上でございます。

○後藤委員 不登校のハンドブックの件なんですけれども、確かに不登校のお子さんをお持ちの保護者の方はかなり悩んで、本当にお子さん以上に親のほうが不安を大きく抱えているという例も聞いております。そんなことから、相談する場所はもちろんですし、改めて自分の子どもを見るときの見方みたいなもの、そういったこともそうでしょうし、あとは学校との関わり方というのも確かに大切だと思います。そうすると、このハンドブックができたときには、学校も例えばホームページか何かで見られるとか、そういう先生方も見ることで、まさに保護者と学校は共通理解を図れるものという理解でよろしいでしょうか。

○田中教育支援課長 委員のおっしゃるとおり、保護者の方、また学校の関係者相互の理解が必要だと思っておりますので、昨今電子媒体をよく活用するということは認識しているところですので、ホームページや市のSNS等で周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤委員 それから、コミュニティ・スクールの件ですが、こちらは学校によって学校の特色を生かしたり地域の特色を生かしたりがあるので、西東京ならではの、またその地域ならではのコミュニティ・スクールのあり方もあると思いますし、さまざまな課題があればその課題についてどうしようかという話し合いもあるでしょうし、非常にコミュニティ・スクールで取り組んでいる学校の実情といたしましうか、それに応じた形で何か応えられるような方が講師や委員で入るといいかなというふうに思ったものですから、もちろん学校の方々が集まることも大切なんですけれども。そんなことで質問させていただいたので、是非そういう学校のニーズに応えられるような委員会としてやっていただければありがたいなと思いました。

以上です。

○今井委員 10番の「放課後子供教室」なんですけれども、放課後の居場所づくりというところで、放課後カフェというのも放課後の居場所づくりになるのかなと思うんですけれども、その位置づけというのはどういうふうになるんですか。

○吉田社会教育課長 放課後子供教室の施設開放運営協議会の方が一緒に行っているところもあるんですが、主体は市長部局のほうで行ってございまして、私どもの地域学校協働活動に関連していただいているおやじの会の方だとか、そういう方たちも一緒になって子ども放課後カフェのほうを進めていただいているというような状況でございます。

○今井委員 ありがとうございます。今質問したのは、放課後カフェも今お休みしたり縮小したり、ちょっととどまってしまっているところもあったので、放課後子供教室もなんですけれども、何かそちらの再開のほうも検討を進めてもらえたらなと思ってちょっとお聞きしました。

あともう一つ、これも意見なんですけれども、コミュニティ・スクールはあちこちに言葉として出てきていて大切な事業だなというふうに思うんですが、人と人とのつながりが積み重なってできてくるものだと思うので、とても大変な事業だとは思いますが、こういう緩やかに、でもさらに地域の人といろいろな人がつながっていくというのは、子どもた

ちだけじゃなく周りの人の安心安全な暮らしにもつながっていくと思うので、引き続き丁寧に進めていってほしいなというふうに思いました。

以上です。

- 服部委員 17ページ、11番の「地域学校協働本部の研究 コミュニティ・スクール」のところで、全校での実施を目指して準備が進んでいると思うんですが、これまで何年もできていなかったところにはそれなりの理由もあったかと思うんですが、その点はどういう形で進んでいて実施が可能なのかということが1点。

それから、20ページの「誰でも学べる学習機会の提供」で、公民館のことで前にも聞いたかもしれないんですが、公民館が主催される講座、また市民が主催される講座のハイブリッド参加というものの可能性と、それから見逃し配信じゃないですけども、とてもよかったと評判を聞いたから、是非何らかの方法で自宅でそれをもう一度見たいというようなことが可能なのかを教えてくださいませんか。

- 三田教育部主幹 コミュニティ・スクールの拡充の進捗状況ということでございますけれども、これまでモデル校からスタートしまして、それぞれ毎年毎年学校の課題等がある意味明確になってきています。一般的な、どの学校にも共通しているような課題といったことが明確になってきていると、それに対する対応の仕方というのも見えてきてまして、順調に今拡充しているところでございます。残り11校につきましても、学校長の学校経営の方針とリンクした形で進めているところもありますし、また中学校区でともに、一緒に同じタイミングでやっっていこうという学校区もありまして、令和6年度に向けては順調に整備が整っているところでございます。

ただ、課題といたしましては、学校運営協議会を構成するメンバー、そういった方の御協力といったものがまだ十分でないところもありますので、しっかりと地域の人とのコミュニケーションをとりながら御理解いただけるようなことで、学校としても今、協議会もそうですが支援していきたいと考えております。

以上でございます。

- 福所公民館長 市民企画事業等とのコラボレーションということでハイブリッドですね。これは協力体制がありますので、鋭意進めていきたいと考えております。

続いて、見逃し配信、動画の配信ですね。昨年度、保谷駅前公民館の「警女唄が聞こえる」という講座がございまして、警女唄、難しい字を書くんですが、警女唄が聞こえるという講座を高橋家屋敷林で行いました。その映像を動画配信ということで、今ホームページのほうにアップしております。今年度も著作権の関係等ございますので、そういったところを調整を図りながら動画配信も積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 服部委員 ありがとうございます。

- 米森教育長職務代理者 5番のソーシャルワーカーのところでございます。このソーシャルワーカーを充実させてニコモテラスもアウトリーチして、非常に積極的にやっておられるというのは認識しておりまして、引き続きアウトリーチを広げていただくという取組だと思うんですが、ただ、この中身の評価のところなんですよね。ここを悩まれたんだと思うんです

けれども、こういうスクールソーシャルワーカーとかニコモテラスで取り組む場合には、そう簡単に解決するよりは長期化したりする件数のほうが多いと思いますし、やっぱり基本的にはその子が自立して社会復帰なりを果たしたということがゴールじゃないかなと思うので、件数を増やすということが目標になるとちょっと趣旨にそぐわないかなという気もするので、どういっしょを客観的にどうやってやったらいいかというのは非常に問題かと思うんですけれども、件数じゃなくて中身がやっぱり問われるべきかなという思いがするものですから、そこら辺を考えていただいたほうがいいかなという思いがしたのですが、いかがでしょうか。

- 田中教育支援課長 委員がおっしゃるとおり、数字ありきではなくてやはり中身が最も重要だと考えております。いかに社会的自立に子どもたちをつなげていくか、ここが一番のポイントだと思っておりますが、一方で、不登校児童・生徒数が増加傾向にございまして、その中で何らかの継続的な支援につながっていないお子さんも増えている状況でございますので、そういった子どもさんたちをスクールソーシャルワーカーや相談員が接することによって、社会につなげるという、一つの目標ということで数字のほうは掲げさせておりますが、本質的には委員のおっしゃることが我々が最大に目標とするところでございます。

以上でございます。

- 木村教育長 貴重な意見をありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第22号 令和5年度西東京市教育委員会の主要施策、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第3 報告事項に入ります。

(1) 令和4年度 西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、説明をお願いいたします。

- 三田教育部主幹 私からは、令和4年度 西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、について報告いたします。

恐れ入ります。横置きの資料の上段を御覧ください。

令和4年度は1,758名の児童が市内公立小学校を卒業しました。そのうち、校区内の西東京市立中学校に1,371名、校区外の西東京市立中学校に58名進学しています。また、市外の都内公立中学校に11名、都立中学校あるいは都立中等教育学校に24名、都内国立中学校に5名、都内私立中学校に279名、都外の中学校に7名の児童が進学しています。また、そのほか3名となっております。

続きまして、資料の下段を御覧ください。

令和4年度は1,385名の生徒が市内公立中学校を卒業しました。そのうち、都立高等学校に834名、都内私立高等学校に432名進学しています。また、国立高等学校に3名、都外の高

等学校に98名進学しています。

なお、専修学校に進学した生徒あるいは家事手伝い等の生徒は8名、就職した生徒はゼロ名、その他が10名となっております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 令和4年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について(報告)、説明をお願いいたします。

○田中教育支援課長 私からは、令和4年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について、御報告いたします。

恐れ入ります。資料を御覧ください。令和4年度における「スキップ教室」入室児童・生徒の状況としてまとめたものでございます。

(1) 入室児童・生徒の数を御覧ください。学年別の入室者数について、小学生につきましては、3年生、4年生、5年生、6年生合わせて20人となっております。また、中学生につきましては、1年生、2年生、3年生合わせて70人となっており、小学生と中学生を合わせて入室者の合計は90人でございます。前年度と比較いたしますと、約30%入室者の合計数が増加しています。また、入室児童・生徒のうち、学校復帰者につきましては、年度途中では小学6年生が2人、中学2年生が2人、合計4人となっております。進級・進学時では、小学校3年生から小学校6年生までが合計で11人、中学1年生と中学2年生が合計で11人、中学3年生が33人となっており、小学生と中学生の合計は55人となっております。入室者数に対する進級・進学時復帰の児童・生徒数は、令和3年度比約3%増加しております。また、次年度継続者は29人となっております。その他の2名につきましては、小学4年生の児童は都外へ転居したもので、中学3年生の生徒につきましては進路未定で卒業した生徒でございます。

次に、(2) 入室生徒の中学卒業後の進路を御覧ください。中学3年生34人の進路でございますが、1人を除き、都立、県立、私立の高等学校に進学しております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

報告事項(1)から(2)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 適応指導教室の資料で、学校復帰者の方が増えているのはとてもよいことだなど思っていますが、クラスに戻れるようになって、また戻ってしまうということはあるのでしょうか。

○田中教育支援課長 今回、年度途中の復帰者4名ということなのですが、この4名につきましては、適応指導教室での指導を受ける中で登校意欲を持つようになって復帰したと認識しております。ただ、やはり学校に一度復帰してもまたスキップのほうに戻ってくるというケースはあるかとは思いますが、今回につきましては全て学校のほうに戻っているケースでございます。

以上です。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○木村教育長 日程第4 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○服部委員 2点です。

今年から学校図書館司書が2校に3名という形をとられ、そのことで強化されたこと、それから、単純に考えましたら今まで2校で1人で、十分な状態ではないまでも、例えば司書Aさんがア小学校とイ中学校にもし行かれたとしても、それぞれ御自分だけが担っている職場だったと思うんですが、2校に3名ということになったら別の方がそこにいらっしゃることが、いざ4月から動いてみてどういう状態になっているというか、不都合はないのかしらと思うことと、あと、実際に小中で2校に3名とはどんなふうな配置というかお仕事になっているのか、ちょっとわからないので教えていただけますかということが1点。

あと、ちょっと教育委員会でもあるかと思うのですが、何かフッ素化合物のことをちらちらといろいろなところで聞くようになり、西東京市が随分血中濃度が高いというのをどこかで見て、あまりその話をお聞きしないので、例えば市として何か浄水器の、学校教育でしたら水道の水がありますけれども、そういったことについて何か研究したり報告を出したり、教育委員会というより市かもしれません、あれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○三田教育部主幹 委員の御指摘ですけれども、現在3校に2名の学校司書の配置をしております。これまで2校に1名だったものを3校に2名の配置となっております。この意図としましては、中学校区を基本にして地域の子どもたちの読書活動の質を上げていくと考えておりまして、小学校それぞれ2校に配置する学校司書が、校区の中学校も同時にそこで配置していくという考え方になります。一番大事なところは地域の実態に応じて読書活動の推進指定校という、本が好きな子どもたちというんでしょうか、それぞれ西東京市でなくても地域によってそれぞれ実態が異なりますし、学校経営の方針も異なってきますので、より小中一貫の流れの中で質的に向上させていくという流れから3校に2名の学校司書を配置するとともに、同じ校区の小学校と中学校を受け持つというような考え方で今回配置したということでございます。

○服部委員 具体的に、例えばA小学校、B小学校とC中学校があるとしたら、A小学校に何日ずつというか、どれぐらいの配分で行かれるんですか。

○三田教育部主幹 小学校を基本的にメインにしております。それで、あいた日数を中学校でも司書になるという形で、中学校自身もある程度の日数を確保されているということになっております。

○服部委員 小学校をメインに。

○三田教育部主幹 そうです、はい。

○服部委員 わかりました。ありがとうございます。

○三田教育部主幹 申し訳ありません。後ほどまた御報告いたします。

○服部委員 すみません、事前に聞いておけばよかった。

○木村教育長 具体的に配置を全部はつきりさせればわかりますよね。ちょっと、それはまた

別途資料として次回にでも用意してください。

ではもう1点、フッ素化合物の関係ですが、どうですか。担当がちょっと難しいところがありますが。

- 飯島教育企画課長 教育委員会としてはすみません、情報をまだ把握していないところがございますが、引き続き情報に注視してまいります。申し訳ありません。
 - 服部委員 すみません、データにあちこちで散見するけれども、市報を見ていてもホームページを見ていても身近なところで情報がないのでちょっと不安に思い。うちも使っている浄水器がどうも対応していないみたいなので今度変えようかなと思っているんですが、もしそういうことがあった場合、大変なこともかもしれませんけれども補助金とか、何かそういう対応があるのかしらと思って。それも学校も含めてだと思しますので、たまたま今日機会があったのでお尋ねしてみました。
 - 飯島教育企画課長 かしこまりました。
 - 木村教育長 基本的に施設の関係もあると思いますので、ちょっと市長部局と対応がどうなっているか把握した上で、また機会があったら情報提供させていただくと。基本的に教育委員会として今何か進めているということは、今現状ではないということなんですね。
 - 山田委員 先ほどもちょっと話したんですけれども、教員の働き方改革で文科省が先立って、2度目だったかな、調査結果を発表していて、結局あまり改善していないという報道があったんですけれども、西東京市の現状というのはいかがなものなのでしょうか。留守電とかいろいろな取組はしてきて、退庁の管理とかいろいろなことをされてきたと思うんですけれども、その中で実際に今回の調査か何かで見えてくるものというのはどういうことだろうか。
 - 田村教育指導課長 西東京市の現状といたしましては、週の学校にいる時間ですとか、あとはいわゆる勤務外の時間というところを設定しておりまして、校長、副校長には把握するようというところを校長会等で指導している状況です。また今月、教育指導課と校長でヒアリングを行いまして、働き方改革をどう考えているのかという調査をしたところ、出退勤システムのところで毎月管理職、校長、副校長で管理し、長時間労働にならないようにですとか、あとは定時退勤日ですとか、定時退庁週間みたいなものをつくり、改善するような努力をしているというところがございます。また、今始まったばかりですので、その辺のところは毎月こちらも働きかけて改善を進めていきたいと考えております。
- 以上でございます。
- 木村教育長 今日はちょっと資料がないかもしれませんが、今後また調査がきっとあると思うので、その辺も含めてお伝えしたいと思います。
 - 山田委員 以前、大分前になると思うけれども調査があつて、それで過労死レベルの先生がどれだけいて、あるいは45時間以上の超勤をする先生方が何%とか何十%とかというデータがあつて、それと今回の文科省のやった調査でもいいんですけれども比較をして、実際に我々が数値としてそれが改善している傾向にあるのか、そうでないのかということを知りたいなと思いましたので、よろしくお願いします。
 - 木村教育長 是非それはまた資料を用意していただきたいと思います。
- ほかに質疑はございませんか。

○三田教育部主幹 先ほど服部委員の学校司書の配置の日数がわかりましたので、ここでお答えしてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

先ほど、勤務校1というのが、主となる小学校のほうの勤務が170日充てられております。170日でございます。勤務校2、中学校でございますが、そこで73日充てられておまして、それは学校間の調整の中でうまく調整するということになりますので、週でいきますと4日ぐらいが小学校で1日中学校というような形になろうかと思えます。また、夏休み等、そこではなかなか勤務をしない日になりますので、なるべく平日、児童・生徒がいる時間にうまく配置状況を整えていると聞いております。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 学校に行く日数は増えたということ、回数は増えた、これまで週2回だったのが増えているということですね。

○三田教育部主幹 そうです、はい。

○木村教育長 わかりました。今のは補足ということで。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和5年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 03 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員